

議案第8号

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 略</p> <p>第1条から第26条まで 略</p> <p>(小規模保育事業所A型の職員)</p> <p><b>第27条 略</b></p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とする。この場合において、<u>保健師又は看護師</u>が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(小規模保育事業所B型の職員)</p> <p><b>第28条 略</b></p>	<p>目次 略</p> <p>第1条から第26条まで 略</p> <p>(小規模保育事業所A型の職員)</p> <p><b>第27条 略</b></p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とする。この場合において、<u>保健師、看護師又は准看護師</u>が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(小規模保育事業所B型の職員)</p> <p><b>第28条 略</b></p>

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とし、その半数以上は保育士でなければならない。この場合において、保健師又は看護師が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

(1)から(4)まで 略

第29条から第37条まで 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

### 第38条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数(その総数が2未満のときは2)以上とする。この場合において、保健師又は看護師が勤務している場合には、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

(1)から(4)まで 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

### 第39条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とし、その半数以上は保育士でなければならない。この場合において、保健師、看護師又は准看護師が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

(1)から(4)まで 略

第29条から第37条まで 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

### 第38条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数(その総数が2未満のときは2)以上とする。この場合において、保健師、看護師又は准看護師が勤務している場合には、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

(1)から(4)まで 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

### 第39条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とし、その半数以上は保育士でなければならない。この場合において、保健師又は看護師が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

(1)から(4)まで 略

第40条 略

附 則

1から11まで 略

12 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第27条第2項後段若しくは第38条第2項後段の規定によりその数を保育士の数に含む保健師若しくは看護師又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）の数は、前2項の規定の適用がないとした場合における第27条第2項前段又は第38条第2項前段の規定により算定される保育士の数の3分の2以上としなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用乳幼児の区分に応じ当該各号に定める人数の利用乳幼児につき1としたものの総数に1を加えて得た数以上の数とし、その半数以上は保育士でなければならない。この場合において、保健師、看護師又は准看護師が勤務しているときは、そのうち1に限り、保育士の数に含むことができる。

(1)から(4)まで 略

第40条 略

附 則

1から11まで 略

12 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第27条第2項後段若しくは第38条第2項後段の規定によりその数を保育士の数に含む保健師、看護師若しくは准看護師又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）の数は、前2項の規定の適用がないとした場合における第27条第2項前段又は第38条第2項前段の規定により算定される保育士の数の3分の2以上としなければならない。